15.4.16
第七九九号

（表十五年四月号解決）

（秋田縣）

小坂鑛山爭議解決ノ件

所長等ノ調停ニ依ハ爭議ノ件ハ鑛山ノ事ニ於テ拒否シ
鑛山側ト交渉中ノ処鑛山當局ハ之ヲ拒否
シ手當ノ問題ハ當局ニ容認シ
然ルニ爭議團體ハ手當等ノ問題ハ主眼ニ
アラズ然ルニ希望ハ爭議ノ解決ニ於テ大ノ自由ヲ
得ルニアルニアリトテ調停ニ應セズ所長等ノ

社會局

於テ既ニ誤レルコト
(3) 僅々四五十名位ノ職首職ニシテ糾合スルノミ
ヘテハ到底目的貫徹覺束ナキコト
(4) 爭議ニ絶体禁物ナル「アルコール」性飲料
ヲ用ヒタルハ言語同断ナルコト
以上

右及ビ本通報候也